

右御局衆、公家達振舞之事、

右或時者北野へ出合、或時者清水へ出合、或時者飛鳥井殿、猪熊殿宿トシテ、細々密懷、前代未聞曲事也、仍所司代へ勅使立、右重過衆死罪可被行由有、綸言禁中洛中、以外騷動、萬民口遊、是只事ニアラズ云々、罪過輕重ヲ糺シ、則將軍家康へ訴被申、東國西國遠島へ被流罪畢、

〔幸庵夜話〕八宮様貞純、陽光院第八皇子、知恩院門主後落墮、不行跡故、甲州江流させ給ふ、是は遊女町江毎々御かよひ遊女も一人も不殘逢給ひ、御氣に入たるものには御傳授候、大切成古筆の歌書等、不殘御とらせ候故、古筆の歌書于今遊女町に有之由に候、毎に御越候而も、御長坐被成事なく、宵に御越、五ツ過に御歸被成候由、此段凡人とは事替り申よし、

〔一話一言五〕三女中刑罰の書付

三女中御刑罰之事略

一正徳甲午年正月實正徳四年二月二年常憲院様、文昭院様御廟へ、御代參として被遣候人數、江島大

寄櫻山年宮地年吉川表いよ居御仲れん次よせ次木會地御使藤枝御使よの三ノきす三せん茶

間以上十二人、芝へは江島、上野へは宮地を頭として、二わけにわかりて行く、江島は御廟の御代參を致し、それより直に木挽町山村長太夫芝居見物に參り、兼て御代參女中の事相勤られて以後は、方丈において饗應有之先例にて候處、同日は方丈へもまいらず退れ候故に、役僧ども例格相違に付、不審申會候、

一然る處山村座に、奥女中大勢見物の沙汰相聞へ、其よし芝山内へも通じ候人有之候、

一宮地も上野御代參相仕廻、すぐに山村座へ落合、雙方あはせ十二人壹座にて、役者どもを召呼、酒盛時刻移り、申刻頃御城へ罷歸略○中

一二月二日、右十二人之女中御廣敷へ被召出、御留居列座にて、松前伊豆守申渡有之、江島事、白井